

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第123号
事故等種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成25年8月5日（月） 04時25分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三崎港東南東方沖 三崎港東口南防波堤灯台から真方位107° 1,800m付近 （概位 北緯35° 07.8′ 東経139° 38.8′）
事故等調査の経過	平成25年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート 第2航 ^{こうた} 太丸、5トン未満（長さ5.69m）
船舶番号、船舶所有者等	241-11190神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラに欠損、プロペラ軸に曲損 定置網 なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りをを行うため、神奈川県横浜市磯子区の堀割川の係留地を出航し、三崎港東南東方沖を三浦市劔埼沖の釣り場に向けて東進中、平成25年8月5日04時25分ごろ、定置網に進入して乗り揚げ、絡索して航行不能となった。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：04時53分
その他の事項	本船は、レーダーがなかった。 船長は、三崎港東方沖を多数航行した経験があったが、夜間航行したのは2回だけであった。 船長は、定置網があることを知っていたが、航行している場所よりも北方にあると思っていた。 船長は、夜間のため、定置網のブイが見えなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、三崎港東南東方沖を東進中、船長が定置網のブイに気付かずに航行したことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、三崎港東南東方沖を東進中、船長が定置

	<p>網のブイに気付かずに航行したため、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定置網が設置されている海域を航行する場合は、定置網に接近しないよう、海図等で定置網の位置等を事前に調査し、航行方法を決めておくこと。